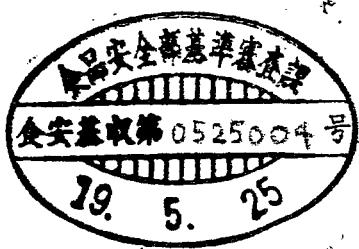


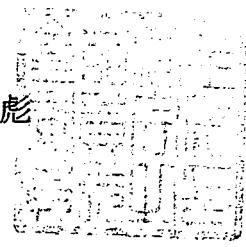
府食第503号
平成19年5月24日



厚生労働大臣
柳澤 伯夫 殿

食品安全委員会

委員長 見上 彪



食品健康影響評価の結果の通知について

平成18年12月18日付け厚生労働省発食安第1218008号をもって貴省から当委員会に対して求められたシニドンエチルに係る食品健康影響評価の結果は下記のとおりですので、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第23条第2項の規定に基づき通知します。
なお、食品健康影響評価の詳細は別添のとおりです。

記

シニドンエチルの一日摂取許容量を0.01 mg/kg 体重/日と設定する。

農薬評価書

シニドンエチル

2007年5月

食品安全委員会

目次

目次	1
・審議の経緯	2
・食品安全委員会委員名簿	2
・食品安全委員会農薬専門調査会専門委員名簿	2
・要約	3
I. 評価対象農薬の概要	4
1. 用途	4
2. 有効成分の一般名	4
3. 化学名	4
4. 分子式	4
5. 分子量	4
6. 構造式	4
7. 開発の経緯	4
II. 毒性等に関する科学的知見	5
1. 哺乳類における吸収、分布、排泄及び代謝	5
2. 植物体内外運命試験	5
3. 土壌中運命試験	5
(1) 好気的土壌中運命試験	5
(2) 嫌気的土壌中運命試験	6
(3) 土壌中光分解試験	6
(4) 土壌吸着試験	6
(5) 土壌溶脱性(リーチング)試験	6
4. 水中運命試験	6
(1) 加水分解試験	6
(2) 水中光分解試験	7
5. 土壌残留試験	7
6. 急性毒性試験	7
7. 眼、皮膚に対する刺激性及び皮膚感作性	7
8. 亜急性毒性試験	7
9. 慢性毒性試験及び発がん性試験	8
10. 生殖発生毒性試験	8
11. 遺伝毒性試験	8
12. その他の試験-発がんメカニズム試験	8
III. 総合評価	9
・ 別紙1:代謝物/分解物略称	11
・ 別紙2:検査値等略称	12
・ 参照	13

<審議の経緯>

2005年11月29日 残留農薬基準告示（参照1）
2006年12月18日 厚生労働大臣より残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請（厚生労働省発食安第1218008号）（参照5）
2006年12月19日 同接受
2006年12月21日 食品安全委員会第172回会合（要請事項説明）（参照6）
2007年2月16日 農薬専門調査会確認評価第一部会第3回会合（参照7）
2007年3月7日 農薬専門調査会幹事会第12回会合（参照8）
2007年3月22日 食品安全委員会第183回会合（報告）
2007年3月22日より4月20日 国民からの意見・情報の募集
2007年5月22日 農薬専門調査会座長より食品安全委員会委員長へ報告
2007年5月24日 食品安全委員会第191回会合（報告）
（同日付け厚生労働大臣に通知）

<食品安全委員会委員名簿>

(2006年6月30日まで)	(2006年12月20日まで)	(2006年12月21日から)
寺田雅昭（委員長）	寺田雅昭（委員長）	見上彪（委員長）
寺尾允男（委員長代理）	見上彪（委員長代理）	小泉直子（委員長代理*）
小泉直子	小泉直子	長尾拓
坂本元子	長尾拓	野村一正
中村靖彦	野村一正	畠江敬子
本間清一	畠江敬子	廣瀬雅雄**
見上彪	本間清一	本間清一

* : 2007年2月1日から

** : 2007年4月1日から

<食品安全委員会農薬専門調査会専門委員名簿>

鈴木勝士（座長）	三枝順三	布柴達男
林 真（座長代理*）	佐々木有	根岸友恵
赤池昭紀	高木篤也	平塚 明
石井康雄	玉井郁巳	藤本成明
泉 啓介	田村廣人	細川正清
上路雅子	津田修治	松本清司
臼井健二	津田洋幸	柳井徳磨
江馬 真	出川雅邦	山崎浩史
大澤貫寿	長尾哲二	山手丈至
太田敏博	中澤憲一	與語靖洋
大谷 浩	納屋聖人	吉田 緑
小澤正吾	成瀬一郎	若栗 忍
小林裕子	西川秋佳**	* : 2007年4月11日から

** : 2007年4月25日から

要 約

除草剤である「シニドンエチル」(IUPAC:(Z)-エチル 2-クロロ-3-[2-クロロ-5-(シクロヘキサ-1-エン-1,2-ジカルボキシミド)フェニル]アクリラート)について、各種評価書(EU review report)を用いて食品健康影響評価を実施した。

評価書における試験成績は、動物体内運命、土壤中運命、水中運命、土壤残留、急性毒性(ラット)、亜急性毒性(げっ歯類、イヌ)、慢性毒性/発がん性(ラット)、繁殖及び発生毒性(ラット)、遺伝毒性試験等である。

試験結果から、発がん性、催奇形性及び繁殖に対する影響及び遺伝毒性は認められなかった。

各試験の無毒性量の最小値はイヌを用いた慢性毒性試験の 1mg/kg 体重/日であったので、これを根拠として、安全係数 100 で除した 0.01mg/kg 体重/日を一日摂取許容量(ADI)とした。

I. 評価対象農薬の概要

1. 用途

除草剤

2. 有効成分の一般名

和名：シニドンエチル

英名：cinidon-ethyl (ISO名)

3. 化学名

IUPAC

和名：(Z)-エチル 2-クロロ-3-[2-クロロ-5-(シクロヘキサ-1-エン-1,2-ジカルボキシミド)フェニル]アクリラート

英名：(Z)-ethyl 2-chloro-3-[2-chloro-5-(cyclohex-1-ene-1,2-dicarboximido)phenyl]acrylate

CAS(No. 142891-20-1)

和名：(Z)-2-クロロ-3-[2-クロロ-5-(1,3,4,5,6,7-ヘキサヒドロ-1,3-ジオキソ-2H-イソインドール-2-yl)フェニル]-2-プロピオン酸 エチル エステル

英名：(Z)-2-chloro-3-[2-chloro-5-(1,3,4,5,6,7-hexahydro-1,3-dioxo-2H-isooindol-2-yl)phenyl]-2-propenoic acid ethyl ester

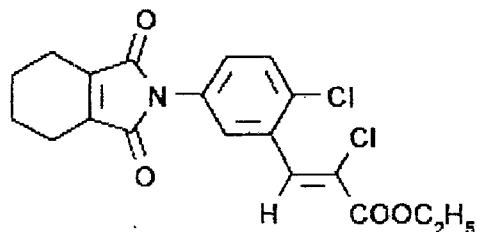
4. 分子式

$C_{19}H_{17}Cl_2NO_4$

5. 分子量

394.3

6. 構造式



7. 開発の経緯

シニドンエチルは除草剤であり、ポジティブリスト制度の導入に伴い、海外基準を参考に残留農薬基準値が設定されている。日本では農薬として登録されていない。

II. 毒性等に関する科学的知見

EU review report (2002年) を基に、毒性に関する主な科学的知見を整理した。代謝物/分解物の略称及び検査値等略称は別紙1及び2に示した。

1. 哺乳類における吸収、分布、排泄及び代謝

シニドンエチルは速やかに吸収され、吸収率は30%に達した。動物体内の臓器及び組織には広く分布するが、蓄積する可能性はない。排泄は速やかで72時間以内に95%が排泄された。約19%が尿中に、74%が糞中に排泄された。毒性学的に重要な成分は親化合物及び代謝物と考えられた。親化合物の大部分が代謝を受けた。(参照2)

2. 植物体内部運命試験

小麦を水耕栽培し、シニドンエチルのフェニル環の炭素を¹⁴Cで標識した化合物(phe-¹⁴C・シニドンエチル)を処理量1μMで培養液に添加して根からの吸収試験を実施したところ、処理32時間後、吸収された放射能の大部分は根に存在し、茎の基部(根の上部1cm)には5%TRR、茎の上部にはごく微量の放射能のみ検出された。

小麦の葉にphe-¹⁴C・シニドンエチルを塗布(処理量50g ai/ha)し、プラスチック容器内で栽培し、吸収、移行及び代謝試験を実施したところ、塗布32時間後に15%TARが植物体内に吸収され、85%TARが葉表面のワックス層に存在した。処理葉以外に移行した放射能は吸収された放射能の0.3%未満であった。

塗布32時間後の処理葉中では親化合物(シニドンエチル)、代謝物M00、M01及びM01の異性体が同定され、これらの化合物の合計は12%TRR、さらにより代謝の進んだ化合物の合計が88%TRRを占めた。(参照3)

シニドンエチルは植物体内で多くの代謝物に代謝され、認められた成分の残留量は、毒性学的に意味のある水準ではないと考えられた。(参照4)

3. 土壌中運命試験

(1) 好気的土壌中運命試験

シニドンエチルのフェニル環を¹⁴Cで標識した化合物(phe-¹⁴C・シニドンエチル)を用いた好気的土壌中運命試験では、試験118日後で6.1%、270日後で10.7%が無機化された。シニドンエチルのインドール環を¹⁴Cで標識した化合物(ind-¹⁴C・シニドンエチル)を用いた好気的土壌中運命試験では、試験90日後で40.7%、270日後で56.8%が無機化された。

未抽出残渣中の放射能は、phe-¹⁴C・シニドンエチルを用いた試験では試験118日後で79.6%、270日後で86.7%であった。ind-¹⁴C・シニドンエチルを用いた試験では試験90日後で49.2%、270日後で40.2%であった。

主要分解物として、分解物M01が最大で試験7日後までに16~60%、M03が最大で試験14日後までに6~46%、M04が最大で砂壌土での試験における試験14日後までで21%生成した。(参照2)

(2) 嫌気的土壤中運命試験

嫌気的土壤中運命試験では、試験 120 日後に 8%が無機化され、未抽出残渣中の放射能は 76%であった。分解物として、M01 及び M03 が最大で試験開始 3 日後に 40%に達した。また M10 は最大で試験開始 7 日後に 14%に達した。（参照 2）

(3) 土壤中光分解試験

土壤中光分解試験において、シニドンエチルの DT_{50} は 3.3 日であった。分解物として M01 が最大 18~23 %に達した。（参照 2）

(4) 土壤吸着試験

4 種類の土壤を用いてシニドンエチル、分解物 M01 及び M03 の土壤吸着試験が実施された。

シニドンエチルの吸着係数 $KF^{ads}=28.4 \sim 147$ 、有機物含量当たりの吸着係数 $KF^{ads}oc=869 \sim 5650$ であった。分解物 M01 は $KF^{ads}=1.63 \sim 7.83$ 、 $KF^{ads}oc=90 \sim 435$ であり、分解物 M03 は $KF^{ads}=-0.11 \sim >18.1$ 、 $KF^{ads}oc=0 \sim >2010$ であった。

1 種類の土壤を用いて分解物 M04 の土壤吸着試験が実施され、有機物含量当たりの吸着定数 $KF^{ads}oc=16 \sim 28$ と推定された。（参照 2）

(5) 土壤溶脱性（リーチング）試験

シニドンエチルの土壤溶脱性試験が実施されたところ、上部より 6cm 以内に 49.7%TAR、溶出液中には 5.2%TAR が検出された。

エイジドリーチング試験が実施されたところ、上部より 6cm 以内に 62.3%TAR、溶出液中には 9%TAR が検出された。（参照 2）

4. 水中運命試験

(1) 加水分解試験

シニドンエチルを pH5、pH7 及び pH9 の各緩衝液に加え、20°Cの条件で加水分解試験が実施された。

pH5 における試験では、主要分解物として分解物 M20、M16 及び M07 がそれぞれ 71.8%、19.3%及び 10.5%（いずれも試験開始 168 時間後）生成し、半減期は 5 日であった。

pH7 における試験では、主要分解物として分解物 M20 が 59.9%（試験開始 48 時間後）、M07 が 26.1%（試験開始 168 時間後）、M16 が 24.9%（試験開始 96 時間後）、M01 が 11.4%（試験開始 48 時間後）及び M03 が 11.4%（試験開始 168 時間後）生成し、半減期は 35 時間であった。

pH9 における試験では、主要分解物として分解物 M20 が 40.3%（試験開始 1 時間後）、M07 が 11.8%（試験開始 3 時間後）、M16 が 71.4%（試験開始 6 時間後）、M10 が 34.9%（試験開始 48 時間後）、M03 が 21.1%（試験開始 48 時間後）、M21 が 24.1%（試験開始 24 時間後）生成し、半減期は 54 分であった。（参照 2、4）

(2) 水中光分解試験

シニドンエチルを滅菌水及び自然水(非滅菌)に加え、水中光分解試験が実施された。

滅菌水における試験では、半減期は2.3日であり、主要分解物としてM00が23～23.8%（試験開始8時間後）、分解物M20が79.4%（試験開始7時間後）、M16が14.3%（試験開始2日後）生成した。

自然水における試験では、半減期は1.6時間であり、主要分解物としてM16が16.4%（試験開始時）生成した。（参照2）

5. 土壌残留試験

シニドンエチル及びその分解物であるM01、M03、M04を分析対象とした土壌残留試験（容器内）が実施された。

推定半減期(DT₅₀)は表1に示されている。また20°C、好気条件でのDT₉₀はシニドンエチルが6～22日、分解物M01、M03、M04でそれぞれ34～180日、77～110日、42日であった。（参照2）

表1 土壌残留試験成績（推定半減期）

試験条件	シニドンエチル	分解物		
		M01	M03	M04
20°C、好気条件	0.6～1.9日	10～54日	23～33日	13日
10°C、好気条件	2.4日	40日	85日	—
20°C、嫌気条件	0.3日	14日	18日	—

6. 急性毒性試験

シニドンエチルの急性毒性試験が実施された。ラットの急性経口LD₅₀は>2200mg/kg体重、急性経皮LD₅₀は>2000mg/kg体重、急性吸入LC₅₀は>5.3mg/Lであった。

（参照2）

7. 眼・皮膚に対する刺激性及び皮膚感作性

ウサギを用いた眼刺激性試験及び皮膚刺激性試験において、シニドンエチルは眼及び皮膚に対し刺激性を示さなかった。皮膚感作性試験において、Magnusson and Kligmann アジュバント法では陽性と判定されたが、Buehler法では陰性であった。（参照2）

8. 亜急性毒性試験

げっ歯類において標的器官及び検体の影響が認められたのは肝臓、腎臓及び赤血球であった。

亜急性毒性試験における無毒性量（無作用量）はイヌ90日間混餌投与試験において5mg/kg体重/日であった。経皮無毒性量（無作用量）はラット28日間経皮毒性試験にお

いて 1000mg/kg 体重/日であった。 (参照 2)

9. 慢性毒性試験及び発がん性試験

ラットにおける標的器官及び検体の影響は肝臓及び腎臓（慢性腎障害）であり、また二次的な上皮小体の変化が見られた。

慢性毒性試験における無毒性量はイヌ 1 年間混餌投与試験において 1mg/kg 体重/日、ラット 2 年間混餌投与試験において 100ppm (5mg/kg 体重/日) であった。ラットにおいて肝及び上皮小体腫瘍が認められた。 (参照 2)

10. 生殖発生毒性試験

ラットにおいて、児動物の体重減少及び体重増加抑制が見られた。

繁殖試験における無毒性量（無作用量）の最小値は 500ppm (51mg/kg 体重/日) であった。発生毒性に関する無毒性量の最小値はラット発生毒性試験における 1000mg/kg 体重/日であった。

発生毒性及び催奇形性は認められなかった。 (参照 2)

11. 遺伝毒性試験

シニドンエチルは遺伝毒性を示さなかった。 (参照 2)

12. その他の試験－発がんメカニズム試験

シニドンエチルは肝臓における GST-P 陽性細胞巣発生を指標としたイニシエーション作用を示さなかった。またラット肝における S 期反応試験において、小葉中心性の可逆的選択性な細胞増殖を引き起こした。 (参照 2)

III. 総合評価

参考に挙げた資料を用いて、農薬「シニドンエチル」の食品健康影響評価を実施した。動物体内運命試験の結果、シニドンエチルは動物体内で速やかに代謝、排泄された。植物体内運命試験の結果、主要な代謝物は M00、M01 及び M01 の異性体であった。各種毒性試験結果から、シニドンエチル投与による主な影響は肝、腎及び上皮小体に認められた。催奇形性及び生体において問題となる遺伝毒性は認められなかった。発がん性試験において、ラットで肝及び上皮小体腫瘍の発生が認められたが、発生機序は非遺伝毒性メカニズムであり、本剤の評価にあたり閾値を設定することは可能であると考えられた。

各種試験結果から、農産物の暴露評価対象物質をシニドンエチル（親化合物のみ）と設定した。

評価に用いた評価書に記載されている各試験の無毒性量等は表 2 に示されている。

食品安全委員会は、各試験で得られた無毒性量の最小値は、イヌにおける 1 年間慢性毒性試験の 1mg/kg 体重/日であったので、これを根拠として、安全係数 100 で除した 0.01mg/kg 体重/日を一日摂取許容量（ADI）とした。

ADI	0.01mg/kg 体重/日
(ADI 設定根拠資料)	1 年間慢性毒性試験
(動物種)	イヌ
(期間)	1 年間
(投与方法)	混餌投与
(無毒性量)	1mg/kg 体重/日
(安全係数)	100

暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。

表 2 各試験における無毒性量

動物種	試験	無毒性量 ¹⁾
		EU
ラット	2 年間慢性毒性試験	100ppm (5mg/kg 体重/日) 腎慢性、腎障害等 肝及び上皮小体腫瘍発生
		500ppm (51mg/kg 体重/日) 発生毒性に関する無毒性量： 1000mg/kg 体重/日 児動物体重増加抑制等 (催奇形性は認められない)
	発生毒性試験	

イヌ	90日間亜急性毒性試験	5mg/kg 体重/日
	1年間慢性毒性試験	1mg/kg 体重/日
ADI		NOEL : 1mg/kg 体重/日 SF : 100 ADI : 0.01mg/kg 体重/日
ADI 設定根拠資料	イヌ 1年間慢性毒性試験	

注) NOEL: 無影響量 SF: 安全係数

1) 無毒性量欄には、最小毒性量で認められた主な毒性所見等を記した。

<別紙1：代謝物/分解物略称>

記号	化 学 名
M00	シニドンエチルのE・異性体
M01	(Z)-2-chloro-3-[2-chloro-5-(1,3-dioxo-4,5,6,7-tetrahydroisoindol-2-yl)phenyl]acrylic acid
M03	(Z)-2-chloro-3-[2-chloro-5-((2-hydroxycarbonyl)cyclohexen-1-yl)carbonylamino)phenyl]acrylic acid
M04	2-{N-[3-((1Z)-2-carboxy-2-chlorovinyl)-4-chlorophenyl]carbamoyl}-?-hydroxycyclohex-1-enecarboxylic acid (cyclohex-1-ene環の異なる位置に水酸基が存在する数種の異性体の混合物：?で示した)
M07	(Z)-2-chloro-3-[2-chrolo-5-((2-hydroxycarbonyl)cyclohexen-1-yl)carbonylamino)phenyl]acrylic acid ethyl ester
M10	((2Z)-3-(3-amino-6-chlorophenyl)-2-chloroprop-2-enoic acid)
M16	(ethyl(2Z)-3-(3-amino-6-chlorophenyl)-2-chloroprop-2-enoate)
M20	cyclohexene-1,2-dicarboxylic acid
M21	cyclohexen-1,2-dicarboxylic anhydride

<別紙2：検査値等略称>

略称	名称
DT ₅₀	土壤中の半減期
DT ₉₀	土壤中の90%消失期
GST-P	胎盤型グルタチオン-S-トランスフェラーゼ
LC ₅₀	50%致死濃度
LD ₅₀	50%致死量
TAR	総処理放射能

<参考>

- 1 食品・添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）の一部を改正する件（平成 17 年 11 月 29 日付、平成 17 年厚生労働省告示第 499 号）
- 2 EUROPEAN COMMISSION : COMMISSION WORKING DOCUMENT DOES NOT NECESSARILY REPRESENT THE VIEW OF THE COMMISSION SERVICES
Review report for the active substance cinidon-ethyl (2002 年)
- 3 Protoporphyrinogen oxidase-inhibiting (protox) activity of the new, wheat-selective isoindoldione herbicide, cinidon-ethyl : Pesticide Science 55:687-695 (1999 年)
- 4 The e-Pesticide Manual(Thirteenth Edition) Version 3.0:British Crop Protection Council
- 5 食品健康影響評価について：食品安全委員会第 172 回会合資料 1-1 (URL : <http://www.fsc.go.jp/iinkai/i-dai172/dai172kai-siryou1-1.pdf>)
- 6 暫定基準を設定した農薬等に係る食品安全基本法第 24 条第 2 項の規定に基づく食品健康影響評価について：食品安全委員会第 172 回会合資料 1-2 (URL : <http://www.fsc.go.jp/iinkai/i-dai172/dai172kai-siryou1-2.pdf>)
- 7 食品安全委員会農薬専門調査会確認評価第一部会第 3 回会合 (URL : http://www.fsc.go.jp/senmon/nouyaku/kakunin1_dai3/index.html)
- 8 食品安全委員会農薬専門調査会幹事会第 12 回会合 (URL : http://www.fsc.go.jp/osirase/nouyaku_annai_kanjikai_12.html)